

輸入公表三の7に基づく貨物(ワシントン条約に係る生きている動物)の輸入に関する確認について

輸入注意事項 15 第 43 号(H15.10.17)

最終改正：令和6年6月28日付け・輸入注意事項2024第13号

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。）を除く。

2 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
 - (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。） 1通
 - (3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書（以下「輸出許可書等」という。）の写し 2通
 - (4) アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第6条第2項第4号に規定する個体を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書及びその写し 各1通
- （注） 輸出許可書等について、必要があると認めるときは、ワシントン条約に係る関係機関に確認を行う。

3 提出先

貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室又は経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の各輸入担当課

〔別紙様式〕

輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名_____

※確認番号

※確認年月日

住所 所_____

電話番号
及び担当者名_____

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発行国 _____

輸出許可書等番号 _____

A	学名 (和名)		
	原産国	数量	
B	学名 (和名)		
	原産国	数量	
C	学名 (和名)		
	原産国	数量	

 上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、添付の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。また、本確認書は税関に提示し確認を受けた後、その写しを、輸入通関後1ヶ月以内に確認担当課宛て提出すること。

 上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかつた。

※経済産業大臣の記名押印

資格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通関

輸入申告番号 及び申告年月日	送状数量	通関数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

(注) 1 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。

2 「発行国」及び「輸出許可書等番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び輸出許可書等番号を記載すること。

3 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。

4 ※印のある欄には記入しないこと。